

## ■ 制度概要 ■ (文部科学省HPより)

平成22年4月から始まった「公立高等学校に係る授業料の不徴収制度」と「私立高等学校等に係る就学支援金制度」が所得制限の導入に伴い、平成26年4月から「高等学校等就学支援金制度(新制度)」へ一本化されました。国公立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満(市区町村民税所得割額が30万4200円未満)の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において高等学校等就学支援金を支給します。特に、私立高等学校等においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、私立高等学校等に通う低所得者世帯等の生徒に対しては、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給します。就学支援金の受給にあたっては、申請書とともに、課税証明書等(市区町村民税所得割額が確認できるもの)を学校を通じて提出していただく必要があります。なお、就学支援金は簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者(学校)が生徒本人に変わって受け取り、授業料またはその一部と相殺する仕組みになっています。

## ■ 対象者 ■ 次の3つの要件を全て満たす者

① 居住要件	② 在学要件	③ 所得要件
日本国内に住所を有する	高等学校等の通算在学期間が36月(定時制・通信制等は48月)未満 (公私立問わず在学期間は全て算入しますが、休学していた期間は除かれることがあります)	保護者等の市区町村民税所得割額合算が 30万4,200円未満

## ■ 受給期間 ■

**上限は48ヶ月**

(転・編入生は前籍高校での受給状況に応じて異なる)→本校に毎月1日付けで在学する月が受給期間

30万4,200円未満

30万4,200円以上

## ■ 受給額 ■

交付予定：4～6月分(6月上旬予定)、7～9月分(7月下旬予定)、10～12月分(10月下旬予定)、1～2月分(1月下旬予定)、3月分(3月下旬予定)  
平成29年度市区町村民税所得割額にて平成30年4～6月までの受給額が決定され、平成30年度市区町村民税所得割額にて平成30年7月以降の受給額が決定されます  
保護者の市区町村民税所得割額(合算額)により、就学支援金額が5種類のいずれかに振り分けられます。  
加算を含めた受給額の上限は、学費20万円を超えない範囲です。  
入学の時期や在学期間によって受給額が変動します。

所得割額	非課税 (0円含む)	100円以上 5万1,300円未満	5万1,300円以上 15万4,500円未満	15万4,500円以上 30万4,200円未満	30万4,200円以上
受給額 例:4月1日入学の場合 (平成30年度12ヵ月在籍)	<b>加算受給</b> 2.5倍 <b>月額 16,666円</b> (年額199,992円 12ヵ月分)	<b>加算受給</b> 2倍 <b>月額 16,666円</b> (年額199,992円 12ヵ月分)	<b>加算受給</b> 1.5倍 <b>月額 14,850円</b> (年額178,200円 12ヵ月分)	<b>通常受給</b> (1倍) <b>月額 9,900円</b> (年額118,800円 12ヵ月分)	<b>所得制限</b> (対象外) <b>月額 0円</b> (年額0円 12ヵ月分)

## ■ 申請書類 ■ ※書類に不備があった場合や期限までに揃わない場合は申請できませんので十分ご注意ください。

「両親がいる家庭」「母子家庭」「父子家庭」である場合の提出書類です。次の場合は提出書類・記入方法が異なりますので本校へご連絡ください。「本人成人」「年度内に成人になる」「親権者が父・母以外」「未成年後見人選任」「児童相談所・福祉施設入所」「里子」「DVIによる避難」「保護者失踪」等

	入学時	継続時 手続き時期: H30.6月	新規受給
① <b>新制度「申請確認書」所得制限等で申請しない場合は「①」「②または③」をご提出ください</b> 入学時および継続時の手続きをする際にご提出いただくものです。	○	○	○
② <b>「受給資格認定申請書(初回時)」</b> (様式第1号) ・前籍校等で通信制高校の技能連携校に在籍があった場合は、 <u>在学期間欄</u> には技能連携校名も一緒にご記入ください。 (「通信制高校のみ在籍」と「通信制高校と技能連携校の両校へ在籍」とでは受給期間の計算方法が異なります。)	○	○	○
③ <b>「収入状況届出書(2回目以降)」</b> (様式第1号) ・受給資格認定を受けた生徒が継続して就学支援金を受給する際に提出する書類です。 ・住民税の切り替わり時期である毎年6月に、就学支援金は継続手続きが行われます。5月末～6月初旬頃に継続手続きのご案内をいたします。 ・ <u>継続手続きは提出期限に遅れると、7月以降就学支援金受給が受けられませんが十分ご注意ください。(継続手続きのあった翌月から支給再開します。)</u>	○	○	○
④ <b>「課税証明書」等の市区町村民税所得割額が確認できる書類</b> ・住民税には「都道府県民税 所得割額」「都道府県民税 均等割額」「市区町村民税 所得割額」「市区町村民税 均等割額」の4種類があります。 就学支援金上では、住民税の中の「市区町村民税 所得割額」がいくらを確認します。 ・父親・母親のふたり分の書類をご提出ください。(一人親の場合は親権者の書類をご提出ください。) ・課税証明書以外で受付可能な書類は、「非課税証明書」「住民税特別徴収税額の決定通知」「生活保護受給証明書(生活扶助)」の <b>原本</b> です。 ・課税証明書は「全部事項証明」の発行をお願いしてください。(一部事項証明の場合、書類不備となる可能性があります。) 生活保護を受給している場合は、「生活保護受給証明書(生活扶助該当)」の写しでも可能です。	○	○	○
⑤ <b>「寡婦(夫)であることを証明する書類」</b> 一人親である場合のみ提出 ・「児童扶養手当証書の写し」「マル親医療証の写し」「世帯全員の住民票」のいずれかの書類をご提出ください。 ・課税証明書等で寡婦(夫)である旨が証明できている場合は、ご提出は不要です。 課税証明書等で寡婦(夫)証明できている場合の例は、「寡婦控除されている」「本人該当:寡婦の表記がある」等です。 自治体ごとに違いはありますが、発行してもらったときに「全部事項証明」としてお願いすれば、寡婦(夫)証明も記載されます。	○	○	○

## ■ その他の書類 ■ 該当する場合はご提出いただく必要のある書類ですのでご確認ください。

「受給資格が消滅した旨の通知」	「保護者の変更届」	「氏名変更届」
* 前籍校で就学支援金を受給していた転・編入学者 前籍校で高等学校等就学支援金が認定されていたことを証明するためや残受給期間を確認するために必要な書類です。転退学後に都道府県庁もしくは前籍校が発行して各生徒宅へ送付されます。該当の場合は確認のうえご提出ください。	* 就学支援金申請後に保護者が変わった者および在学時に成人に達した者 保護者等に変更があったときは、変更があった保護者等の「課税証明書」等の市区町村民税所得割額が確認できる書類と「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書(収入状況届)も添付してください。	* 就学支援金申請後に氏名が変わった者 氏名変更があったときは、「氏名変更届」と変更状況を説明するメモ書き(書式自由)を添えてください。

## ■ さくら国際高等学校における納付金の納入額について ■

納入金額は就学支援金相当額を差し引いた金額となります。詳しくは「納付金納入のご案内」をご覧ください。

$$\text{納入額} = \text{納付金額} - \left( \text{就学支援金 3ヶ月分(4～6月)} + \text{就学支援金 9ヶ月分(7～3月)} \right) \text{《見込み額》}$$

- 所得制限等により対象外となった場合や、申請手続きが完了しない場合は、納入金額は納付金額である23万円になります。
- 4～6月入学者においては、7～3月の就学支援金額は確定していないため見込み額です。そのため、4～6月分の就学支援金と同等の条件が続くことを見込んで年間の支援金額を計算しています。6～7月頃に「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書(収入状況届)と、当該年度の課税証明書等(市区町村民税所得割額が確認できる書類)を提出することにより、7～3月分の就学支援金額が確定されます。この7～3月分の就学支援金額が確定した段階で、「納付金 納入のご案内【確定版】」をお送りします。
- 先行してお送りした納付金額と、【確定版】の納付金額に過不足がある場合、過納分は「ご返金」、不足分は「ご請求」の案内もさせていただきますのでご了承ください。
- 就学支援金は在学する月数に応じて支給されます。**年度の途中で退学する等の学籍異動があった場合は、不足する授業料について学校に納付する必要があります。**